

■那覇広域都市計画用途地域、地区計画、準防火地域の変更について(告示)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により那覇広域都市計画用途地域、地区計画、準防火地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

- 【都市計画の種類】 那覇広域都市計画用途地域
- 【都市計画の名称】 「那覇北中城線沿道幸地地区」
「浦添西原線翁長地区」
「国道329号内間・掛保久地区」
「小波津・桃原・安室地区」
「兼久地区」
「浦添西原線沿道区域坂田、那覇北中城線沿道区域坂田・幸地」
- 【都市計画の種類】 那覇広域都市計画地区計画
- 【都市計画の名称】 「内間・掛保久地区」
- 【都市計画の種類】 那覇広域都市計画準防火地域
- 【都市計画の名称】 「坂田地区」
- 【縦覧の場所】 都市整備課
- 問 都市整備課 都市計画係 ☎945-4496



■西原町運動公園内パークゴルフ場の利用時間短縮及び自動販売機の利用停止について

パークゴルフ場において、送電設備の高圧ケーブルが焼け

焦げる大きな故障が発生したため、停電の状態が続いております。

現状の高圧での復旧工事では1年以上の期間を要するため、低圧での復旧工事を模索しており、10月を目標に一日でも早い復旧を目指しております。

公園利用者の皆様にご迷惑・ご不便をおかけし、申し訳ございません。

照明設備の停止により安全確保が行えないため、パークゴルフ場の利用時間を下記のとおり短縮させていただきます。

パークゴルフ場の利用時間
9時から17時(最終受付: 16時30分)

※停電により、自動販売機も利用できない状況です。パークゴルフ場ご利用の際には、飲み物等を持参していただきますようお願いいたします。

※日中のトイレの利用は、可能となっております。

問 都市整備課 公園係 ☎945-4496

■農業者年金の特徴について

「20歳以上60歳未満で国民年金の第1号被保険者」または「60歳以上65歳未満で国民年金の任意加入者」で、年間60日以上農業に従事している方は、だれでも加入できます。詳細は農業者年金基金のホームページをご覧ください。

問 西原町農業委員会 ☎945-5281
JAおきなわ西原支店 ☎945-5225



「ゆんたく広場 にしま〜る」 ~どなたでも、お気軽にご参加ください♪~

- 日時: 5月10日(水) 午後2時~4時
- 場所: いいあんべ一家(西原町社会福祉協議会となり)

参加費
無料♪

5月のテーマ >>> ☆暑い夏に向けて、夏野菜をつくろう! ☆



- 苗植え
- その他: 相談、ゆんたく、軽運動



認知症について、気になることや伝えたいこと、なんでもいいので、相談・ゆんたくしませんか? ♪

お問合せ ・西原町役場福祉課 介護支援係 ☎098-945-4791 ・西原町地域包括支援センター ☎098-882-0117

「ゆんたく広場 にしま〜る」…名前の由来

認知症の人やその家族、地域の人や専門家等が相互に情報共有をし、理解しあえる場として、誰もが気軽に集い繋がる場所。「にしはら」と「ゆいま〜る」を掛け合わせてつけました♪

あなたの熱意を地域で活かしてみませんか?

~毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です~

【主な活動】

- ①生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。
- ②生活上のさまざまな相談に応じます。
- ③介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ④必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。



町では、民生委員・児童委員を募集しております。興味のある方は、お気軽にお問合せください。

【お問合せ】福祉課 社会福祉係 ☎098-945-4791
西原町社会福祉協議会 ☎098-945-3651

赤十字の活動にご支援を!

~5月は「赤十字会員増強運動」月間~

日本赤十字社では、5月1日~31日までの1カ月間を「赤十字会員増強期間」として、事業資金の募集を行っています。皆様からの寄付金は、飢餓、貧困等に苦しむ人々の救護、輸血用血液の供給、青少年の健全育成事業などの財源に充てられます。

地域の自治会役員などが、各家庭に寄付金のお願いのために訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和4年度西原町分区における社費及び寄付金総額
3,218,340円

日本赤十字社沖縄県支部西原町分区 分区長 崎原 盛秀

【お問合せ】福祉課 社会福祉係 ☎098-945-4791

満65歳以上の方へ

~補聴器購入費を助成します!~

65歳以上の西原町民の方で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

- 対象者: ①~③をすべて満たす方
- ①65歳以上で住民税非課税世帯の方
- ②補聴器の使用が必要と医師から意見書を徴することができる方
- ③他の制度で補聴器の補助・交付を受けられない方

■助成内容
補聴器本体1台分の購入費として、一人上限2万5千円まで

■申請期間
令和5年6月1日~ 上限20名に達するまで
※助成を受けるには、事前に申請が必要です。助成の対象となるか等確認がありますので、購入前に必ず福祉課へご相談ください。

【お問合せ】福祉課 社会福祉係 ☎098-945-4791

無料相談 ★相続のことなら安心しておまかせ下さい!

**相続・土地、建物
会社登記・法律相談**



けだもと かつし
司法書士 慶田元 克次

慶田元司法書士事務所

営業時間: 月~土 8:30~18:00
※日・祝日及び時間外の対応も可

西原町棚原1丁目22番地25(ローソン棚原店うら)

☎098-944-2582・☎090-8291-4095



相続 遺言 お悩みではありませんか?

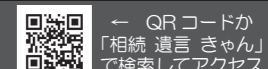
~専門家が解決方法をご提案します~

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。

相続・遺言の相談は無料です!

相続・遺言に関することならこちら→
<http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」



← QRコードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス



司法書士法人 **きゃん事務所**

代表司法書士 喜屋 武 力
司法書士 親 泊 千 佳
司法書士 幸 良 和 也

与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)

TEL 882-8177 (要予約)
営業時間 平日 AM 9:00~PM 5:30

5月28日がラスト! 狂犬病予防注射のお知らせ

今年度の狂犬病予防集合注射は、残すところ5月28日(日)で最後となります。犬を飼っているみなさまで、犬にまだ狂犬病の予防注射を受けさせていない方は、この機会にぜひ受けさせてください。

また、「最近犬を飼い始めたけれど、まだ登録をしていない」という方は、狂犬病の注射と一緒に登録も受け付けていますので、あわせて手続きをしてください。

登録と狂犬病予防注射は、飼い主の義務です。きちんと登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

【日程】 ※午前・午後とも、受付開始直後は混雑が予想されます。

日付	場所	受付時間
5月28日(日)	西原町民体育館	9時~12時 13時~16時 (12時~13時は昼休みのため、受け付けできません)

【注射を受けるときの注意事項】

- 1ヶ月以内に他のワクチン接種を受けたり、体調に不安がある場合は、主治医の獣医師に相談してください。
- リード・首輪を抜けないように必ず着けてください。胴輪(ハーネス)はダメです。
- 犬をしっかり制御できる(犬の力に負けない)人が連れてきてください。
- 予防接種後2、3日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- 糞尿は済ませてきてください。
- 糞をした場合は、飼い主の責任で持ち帰ってください。
- 咬む癖のある犬、他の犬に対して攻撃的な犬は必ず口輪を着けてきてください。
- 首輪に鑑札がついているか確認してください。紛失の場合は、再交付の申請をしてください。

【料金】

- 予防注射 3,400円
(注射済票交付のみの方は550円)
- 新規登録 3,000円
(鑑札票再交付の方は、1,600円)

【注意事項】

- ①登録している方は予防注射のみの料金となります。また令和4年3月2日以降にすでに予防注射を受けている場合は、注射済票交付のみの料金となります。病院で交付される証明書を持参してください。
- ②注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。
- ③おつりのないようにご協力をお願いします。

【お問い合わせ】環境安全課 環境保全係 ☎098-945-5018